

令和3年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施について

1 受験資格

※住所地が茨城県内にあっても、受験資格対象の業務の勤務先が県外であれば、茨城県での受験資格はありません。勤務先の都道府県で受験することになります。

(1) 受験対象者

受験対象者は**保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務**で、通算で**5年以上かつ900日以上**の実務経験を有する方です。実務経験期間は、要援護者に対する直接的な援助を行った期間を通算して算定します。詳細については、「**受験資格要件及び添付書類**」(9ページ～)、「**受験に関するQ&A**」(13ページ)を参照してください。

＜茨城県で受験できる方＞

- ① **現に茨城県内で受験資格対象の業務に従事している方**
- ② **住所地が茨城県内にあり、現在、受験資格対象の業務には従事していない方。**

※複数の都道府県で試験を受けることはできません。

(2) 受験対象者についての留意点

介護保険法（平成9年法律第123号）第六十九条の二に定める以下の者は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、同項に定める**登録を受けることが出来ない**ので留意してください。

介護保険法（平成9年法律第123号）抄 第六十九条の二

- 一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（※精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- 六 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者
- 七 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの

2 試験期日

令和3年10月10日(日) 午前10時開始

(受験者は、午前9時から午前9時30分の間に入室してください。)

3 会場

試験会場	所在地	会場案内図
茨城県立水戸商業高等学校	水戸市新荘3丁目7-2	8ページ
茨城県立水戸工業高等学校	水戸市元吉田町1101	

試験会場は、本会が指定します。指定した会場以外での受験は認められません。

なお、上記の試験会場は事情により追加又は変更する場合がありますので、試験会場は各自、後日送付される受験票で確認してください。

4 試験内容及び出題範囲

11・12ページの「出題範囲及び試験内容について」のとおりとします。

5 出願に関する書類

- (1) 受験願書（様式第1号）（20、21ページ）
- (2) 実務経験証明書（様式第2号）（23ページ）
 - 施設、事業者等の長又は代表者が発行したもののみ有効です。
 - 実務経験を満たす基準日は試験日前日（10月9日）です。従事日数は1日の勤務時間が短い場合でも、1日勤務したものとして算定してください。
また、日付をまたぐ勤務の日数については、事業所の出勤記録を基準として計算します。
 - 願書提出時に実務経験期間が受験資格を満たさない方は、試験前日までの見込みで「実務経験証明書」を提出し、試験終了後の令和3年10月29日(金)までに、確定した「実務経験証明書」（作成日は記入日とする）を提出してください。提出されない場合は、結果に関わらず試験を無効とします。
 - 同法人内であっても、異動等により業務内容の変更（准看護師→看護師等の変更を含む）や勤務先の変更をされた場合、異動の前・後で用紙を分けてご提出ください。
- (3) 証明写真 2枚
出願前3ヶ月以内に上半身を正面から撮影した写真を2枚用意し、1枚を受験願書に貼り付け、1枚を願書にクリップで留め同封してください。
(縦45mm・横35mm、脱帽した状態で無背景のもの。白黒可。裏面に記名。)

- (4) 受験資格に係る資格の取得を確認できるもの
(資格等免許証、登録証の写し (A4サイズに拡大・縮小して添付すること))
※過去受験票を貼付した方も、必ず提出すること。
- (5) 開設証明願兼証明書 (様式第3号) (25ページ)
- 薬局、診療所、施術所、助産所開設者については、「開設証明願兼証明書」(25ページ)を保健所で発行してもらい添付してください。
 - 実務経験証明者と本人が同一の場合は、本人が発行した「実務経験証明書」に併せて、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを添付してください。ただし、社会福祉士や介護福祉士のよう
に、その業務を行うにあたり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類が提出できない場合には、定期的 (月次、年次等) 報告書や業務日誌も証明書類として認められます。
- (6) 従事日数内訳証明書 (様式第4号) (26ページ)
同一期間に複数の事業者¹に所属している場合に限り必要です。「実務経験証明書」(様式第2号)と併せて、該当するすべての事業分を提出してください。
- (7) 戸籍抄本 (原本) (該当者のみ)
婚姻等により「受験願書」と国家資格等の免許証、登録証等の氏名と現在の氏名が異なる場合は、証明書記載の氏名と現在の氏名がわかる戸籍抄本を添付してください。

【注意事項】

- 資格等免許証、登録証等を除く添付書類は、出願前3ヶ月以内に発行されたもののみ有効です。
- 国家資格等を有する者の当該資格に係る免許証、登録証等の写しを添付する際は、表面及び裏面 (記載がある場合) ともに添付してください。
- 受験願書書類等に不明な点がある場合、勤務先等に連絡し確認させていただくことがあります。
- 受験申込で送付された書類の返却はいたしません。

6 身体障害者等に対する受験特別措置について

身体障害や病気、怪我、妊娠等により、受験時に特別な配慮を要する場合、受験者からの希望により、基準に基づき特別の措置を行うことができますので、願書提出前にご相談下さい。なお、試験当日の申告については原則、対応できません。

7 受験願書等作成上の注意

黒又は青インクのボールペンを使用の上、楷書で正確に記入してください。また、数字はすべて算用数字を用いてください。

消えるボールペンは絶対に使用しないでください。

8 受験手数料

- (1) 受験手数料

9,800 円

- (2) 振込先

常陽銀行 県庁支店 普通 1271099 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

現金自動預け払い機 (ATM) でお振込みの場合は、氏名と電話番号を入力してください。

- (3) 払込期間

令和3年6月1日(火)～6月30日(水) ※期限後払込無効

- (4) 返金について

願書提出後は、納入された受験手数料 (9,800円) の返還はいたしません。

以下の場合に限り、試験終了後に受験手数料を返還することが出来ます。

① 受験手数料を払い込み、受験願書を提出しなかった場合。

② 受験手数料を過払いした分

③ 受験資格審査の結果、受験資格が無かった場合。

※ 願書が提出されない場合、入金を確認できる領収証の提出が必要です。

提出されない場合、返還できません。

※返金にかかる手数料は、本人負担となります。また、現金での返金は出来ません。

※年度内に返金手続きが完了しない場合、返金辞退とさせていただきます。

9 受験願書の受付

- (1) 受験願書受付期間及び受付方法

令和3年6月30日(水) まで (※当日消印有効)に簡易書留郵便で送付されたもののみ受け付けます。

※振込金受取書、利用明細書等を受験願書に確実にのり付けしてください。

なお、提出書類は全てコピーをとり、ご自身でも保管してください。

- (2) 送付先

〒310-8586 水戸市千波町1918 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

介護支援専門員実務研修受講試験 事務局 行

- (3) その他

出願書類の提出については、角形2号封筒に送付先、差出人住所及び氏名を明記し、必ず簡易書留郵便で送付してください。

また、封筒には複数の受験願書を同封しないでください。

10 受験票の交付

受験願書を受付後、内容審査を経て受験票を送付します。(願書に記入した住所地宛てに送付しますので、住所は正確に記載してください。)

令和3年9月末日までに未着の場合は、茨城県社会福祉協議会ケアマネ試験担当(029-241-4121)にお問い合わせください。

11 受験申込後の記載内容の変更

受験申込後に、氏名・住所等受験願書の記載事項に変更があった場合は、速やかに「茨城県介護支援専門員実務研修受講試験受験願書記載事項変更届」(様式第5号)(27ページ)を、**特定記録郵便**で提出してください。

12 合格発表

- (1) 日 時

令和3年12月2日(木) 午前10時

- (2) 方 法

合格者の受験番号を、茨城県社会福祉協議会ホームページ、茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課ホームページに掲載します。

また、合格発表当日、受験者に合格者受験番号一覧を送付します。

13 試験結果の開示

- (1) 開示期間

令和3年12月2日(木)～令和3年12月23日(木)まで(土日、祝日を除く)

9:00～12:00及び13:00～17:15 ただし、発表初日は10:00からとする。

- (2) 開示場所 茨城県庁舎16階北側 保健福祉部健康・地域ケア推進課

- (3) 開示内容 科目別得点

- (4) 開示方法 受験票及び本人であることの証明書(顔写真入り)を持参した受験者のみに開示します。

14 合格の取り直し

受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合、試験中に不正行為が行われた場合等については、合格を取り消すものとします。

15 個人情報の取り扱い

当研修受講試験について取得した個人情報は、適正に取り扱うとともに、当研修受講試験及び介護支援専門員実務研修以外の利用はいたしません。